

保健福祉課からのお知らせ

①子育て支援出産祝金の拡充について

知名町では、出生率の向上を図り活力ある町づくりを目指すとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を目的として、第3子以降の出産に対し3万円から5万円を支給しています。

今回、少子化対策の一環として制度の拡充を図り、4月1日以降の出産にかかる子育て支援出産祝金を次のとおりとしました。

第6子に6万円 第7子に7万円 第8以降に8万円

申請者は、新生児の母親となります。詳しくは、保健福祉課にお問い合わせください。

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代

②「乳幼児医療費助成」から「子ども医療費助成」へ！

知名町では、子ども医療費負担軽減と少子化対策の一環として、4月1日から医療費助成対象年齢を、6歳（小学

校就学前）から12歳（小学校終了前）まで引き上げました。

また、名称を「乳幼児医療費助成」から「子ども医療費助成」といたしました。

■左記の子どもは登録申請が必要です。

①平成23年4月に新1年生となる児童

②平成23年4月に小学2、6年生になる児童

■左記を役場保健福祉課窓口へお持ちください。

印鑑・子どもの保険証・通帳

ただし、平成23年1月2日以降に知名町に転入された方は、前住所地の役所から「平成22年度課税証明書」取得され、お持ちください。

■その他

○医療費助成は、平成23年4月1日以降の診療分から適用します。

○次の場合は子ども医療費助成対象となりません。

①重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成の対象者である子ども

②生活保護世帯の子ども

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代

水道環境課からお願い

知名町水道事業は、昭和35

年に簡易水道として共用開始以来50年を経過しました。

水道環境課では、これまでの水道事業の歴史を検証するために、町民の皆さんがご持

ちの水道事業に関わる情報・資料等のご提供をお待ちしております。

【お問合せ先】役場水道環境課
電話0997(93)3111代

0997(93)4119(直通)

交通災害共済のご案内

平成23年4月1日現在で知名町に住居登録または、外国人登録をされている方であれば、どなたでも加入できます。

○掛金 1人につき500円

○共済期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

現在、役場総務課にて申込を受け付けています。

【お問合せ先】役場総務課
電話0997(93)3111代

【お問合せ先】役場総務課
電話0997(93)3111代

労働力調査にご協力ください

労働力調査は、総務省統計局が都道府県を通して毎月実施している統計調査で、我が国の失業率や雇用の実態を明らかにする重要な調査です。

調査対象となった皆さまは、ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問合せ先】役場企画振興課
電話0997(93)3111代

農作業事故の未然防止について

4月はさとうきびの植え付けや株出管理、ばいれいしの収穫などで農繁期を迎えます。事故の未然防止と安全対策について、次のことに努めましょう。

○トラクターを運転する際は、もしもの転落、転倒に備え、必ず安全フレームを適正に装着し、シートベルトとひも付きヘルメットを着用しましょう。

また、ほ場を出る際は、必ず左右のブレーキペダルを連結し、出入口や路肩など段差のある場所では、機械の転落、転倒に十分気を付けましょう。

○耕うん機を使用する際は、いつでも緊急停止できるように注意し、扶かれ事故を防ぎましょう。

○農作業の災害に備え、労災保険等に加入しましょう。

※くれぐれも「自分だけは大丈夫」と思わずに、ゆとりをもって、無理のない農作業を心がけましょう。

【お問合せ先】役場農政課
電話0997(93)3111代

障害者手当について

○特別障害者手当等について
在宅の重度障害者（児）に對して、特別障害者手当等が支給されます。

○特別障害者手当
精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して支給されます。

ただし、施設に入所している場合または、病院もしくは診療所に継続して3月を越えて入院している場合や受給資格者または、扶養義務者等の前年所得が一定額以上である場合は、支給されません。

○障害者手当
日常生活において、常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳未満の方に対して支給されます。

ただし、施設に入所している場合や障害を支給事由とする場合を除く。

○年金給付を受けたら、受給資格者または扶養義務者等の前年所得が一定額以上である場合は、支給されません。

○手当額（月額）
①特別障害者手当 14,330円
②障害者手当 26,340円

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代

大島支庁沖永良部事務所総務課
電話0997(92)0121

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話0997(93)3111代